

の流れに沿って、男性の育休が取得できるような職場づくりの体制を整備していただきますようお願いいたします。

以上で質問を終わります。

○議長（春田 新一君） これで、新友会の会派代表質問は終わりました。

以上で、本日予定しておりました会派代表質問は終わりました。

○議長（春田 新一君） 暫時休憩します。再開を11時5分からとします。

午前10時46分休憩

午前11時05分再開

○議長（春田 新一君） 再開します。

日程第2. 市政一般質問

○議長（春田 新一君） 日程第2、市政一般質問を行います。

本日の登壇者は3人を予定しております。

それでは、届出順に発言を許します。13番、波田政和君。

○議員（13番 波田 政和君） 皆様、こんにちは。お疲れさまです。13番議員、対政会の波田政和でございます。今年も残すところあと1か月となり、慌ただしくお過ごしのことと思えます。時節柄、お体に御留意なされ、すばらしい年をお迎えなされますよう、本年最終までともに頑張っていきますようお願いしております。

では、本題に入らせていただきます。今回も前回の議会質疑と同じく、公金の在り方、使われ方全般について、地方自治での最高責任者であり決裁権者でもあられる比田勝尚喜市長に再度見解をお尋ねしたいと思います。

また、今議会で上程なされる一般財団法人対馬地域商社への基本財産増資についても、過去の経緯を踏まえ、法人の本来の目的達成をなすため、市民の皆様方が公金支出に納得いく説明をなされることを願い、期待しております。

また、糸瀬教育長、教育長就任、誠におめでとうございます。長年の教育人生の中で、経験実績を根幹に、教育行政に発揮なされることに期待をしております。このたびは、着任早々、山積みの課題がある中、お忙しいところ恐縮でございますが、教育行政の基本的な考え方、文化財の捉え方など、お尋ねしたいと思っておりますので、よろしく願いしておきます。

では、通告しております1点目の選挙公営制度について、比田勝市長にお尋ねします。

この制度は、公費負担することにより、候補者の選挙運動への機会均等を図ることで、より多

くの候補者の意欲を高め、立候補しやすい環境を目指すため、対馬市においても令和6年度市長選挙から取り入れられたものでありますが、この度の対馬市市議会選挙において、公費負担のポスター代が候補者間でかなりの金額差がある点などが問題視され、市民の皆様から御指摘と非難の声が大きくなっております。

市長はじめ議会議員の使命とは、公金の運用の在り方など適正か否か、確認及び調査を市民の皆様方から負託を受け、日々活動をしているはずですが、市民の皆様より疑念を持たれることなど絶対にあってはならないことであり、議会の権威・権力が地に落ち、機能しなくなりかねません。

公金支出は公平で平等が基本です。結果としまして、運用や捉え方など適正でなかったとするなら、まずは公金を全て返還すべきではないでしょうか。

1票の格差でもいいますか、選挙運動の機会均等や選挙公営制度に対し、捉え方が様々であったことが説明不足であったのではないかと私は思っております。

この度の選挙公営制度においては、公金支出の全てが対馬市が契約者です。市民の皆様にご疑念を持たれる選挙公営制度など、即刻廃止すべきではないでしょうか。市長の見解を求めてみます。

また、今後においても選挙公営制度を継続するならば、時代の変化とともに即応した人材の立候補者が増え、選挙戦も多種多様な活動が取り入れられると思っております。

全てが公金支出であるとするならば、各自において公金に対してのばらつきをなくするため、一律平等である制度の見直しも研究をなされてはいかがでしょうか。

全てが公金であり、市民皆様の税金です。最低限の支出で最大限の効果を生むための取組の中で、例えばポスター掲示板箇所削減や選挙公報、公選はがき枚数制限、選挙遊説簡素化など、公金の対応がなされていくとするならば、考え方の見直しは当然だと思われそうですが、いかがでしょうか。

一見聞きますと議会での出来事のように思えますが、公金に対しての取扱いが不十分であったと言わざるを得ません。なぜなら早々に関係者皆様より収支報告書が出されているはずですが、異変に気づかれ、市長にも報告があったはずですが、今日まで何らかの対処もなされなかったことに私は理解ができません。現有体制では、全て対馬市の契約ですよね。ここをしっかりと考えてください。

契約者として、職務と制度設定の責任者として、市民皆様方が納得し、責任の所在を明確にさせていただきたく説明を求めます。

次に、厳原小学校建て替え計画について、お尋ねをしておきます。

事業計画説明はお聞きしておりますが、半世紀に一度の大事業であり、子供たちは島の宝であるとの共通の認識であるはずですが、学校統合の時代、環境の変化による不安など、学校生活の中で少しでも感じることはないよう、健全に育つようにと将来的に考えるのは私ども大人ではない

でしょうか。だとするならば、利便性もよい適地を考えてはいただけないかと、ことあるごと提案をしてきました。

一案としまして、巖原市内の清水が丘グラウンド内が建設候補地に最適ではないかと、市民皆様のお声がたくさん届いている中で、繰り返しお話ししております。しかしながら、この地が文化財指定されていて、候補地から外されていることも理解はしております。

そのような中、前回の市長答弁では、文化庁や各関係機関と文化財指定解除へ向け、協議努力していくとの回答もありましたが、何か進展はあったでしょうか。各関係機関と現時点での進捗状況の説明をお願いいたします。

また、現時点での予定地説明と今後のスケジュールをお聞きする中で、現巖原小学校は耐震補強工事も完了済みであることから、不便ではあるものの早急に建て替えに着手しなければ、安全が担保できないのですか。延命工事は何のためにやったのか、私は疑問でなりません。

計画から着工完成に至るまで、七、八年の歳月がかかるとの説明でございました。その期間の学校生徒たちへの影響を考えたとき、スムーズな移転ができ、子供たちへの負担が最小限で済むための計画見直しを再度提案しておきます。

私たち大人が考えるのは、子供たちの目線に合わせるのが一番重要ではないかと思っております。もう一度言います。半世紀に一度の大事業ですよ。今こそ最大なる政治判断が求められているのではないのでしょうか。市長、ここも重ねてよろしく御返答ください。

私は地域の人材、教育の場から育つ子供たちよりも文化財が重要だとは思いません。

また、文化財指定解除も難題であるということも理解しております。市民の皆様が望む候補地一帯、まちづくりの方面から考えましても、空き地のままで利用価値も生まれず、市内の開発発展に妨げとなっていきます。

だからこそ、責任ある立場の人が責任ある行動で将来へ向け、歴史を残してはいただけないでしょうか。よろしく願いしまして、前段の質疑とします。後よろしく願います。

○議長（春田 新一君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） 波田議員の質問にお答えいたします。

初めに、選挙公営制度による公費負担の在り方についてでございますが、まず選挙公営制度は、選挙運動に必要な経費の負担を軽減し、立候補の機会均等を図ることを目的に、公職選挙法により限度額が定められ、市では当該法律の基準により、令和5年9月29日に条例を制定し、令和6年3月3日執行の市長選挙より公費負担を行っております。

今回の対馬市議会議員一般選挙において、選挙用運動ポスターの作成費用について候補者間で格差が生じ、これに対する公費負担の考え方は、平成14年1月23日、名古屋高等裁判所判決で、一般的にポスターの作成代金は、その材質、印刷費、デザイン料、撮影費、印刷枚数等によ

って異なることが考えられること。選挙に際してどのようなポスターを作成するか。ポスター作成にどの程度の費用をかけるかは、本来候補者が自由に決定すべきものであり、地方公共団体としては、できるだけかかる自由を尊重すべきものと考えられること。

ただ、地方公共団体としては、一定の負担限度額を定めておけば、公費負担の趣旨を損なうおそれは小さいと考えられること。かかる公費負担の事務手続は、短期間内に大量かつ集中的に処理される必要があること。このようなことを考慮し、候補者から提出された必要書類を審査し、その内容に特段の疑念を抱かせる記載がない以上、特に審議や相当性について調査することなく、定められた限度額内でポスター代金を支払うことを許容しているものと解するのが相当であるとの判示がされているところでございます。

市では、条例で定められた限度額内で執行され、支払いに際しましては、請求書・契約書の写しなど提出された書類が支出要件を満たしており、先ほど説明しました判例を踏まえ、適正な支出として認識しております。

なお、上限額の設定は、先ほどの判例と重複いたしますが、選挙運動のやり方や候補者の訴えたい内容を表現するためのデザイン、紙質、印刷方法など多様であり、そのため費用もそれに応じて幅が生じます。

上限額は、この多様な費用実態を一定程度許容しつつ、公費の支出として許容できる適正な水準として設定されたものであります。よって、無制限な公費支出を防ぐため、上限額を設けることで、公金が過度に選挙運動に投じられることのないよう、適正な支出を担保しております。

議員御提案の一律平等の制度につきましては、仮に入札制度を導入する場合、競争原理が働き、選挙管理委員会が設定した仕様に基づき、最も安価な業者を選定できるため、公費負担額全体の大幅な削減が期待されます。そのため、現在の制度よりも公費の効率的な利用が実現するものと考えられます。

一方、候補者は、選挙管理委員会と契約した単一の業者を利用せざるを得ません。ポスターのデザイン、用紙、印刷方法など、候補者が訴えたい内容に最適な業者や長年信頼関係のある業者を自由に選ぶ権利が失われます。

また、候補者の個性や多様な主張を反映するための運動の自由が制限される可能性があります。そのため、市では、立候補者の自由な選挙活動と表現の多様性を尊重し、入札制度などの一律平等の制度の構築は考えておりません。

また、選挙公営制度は、冒頭説明しましたように、この制度を活用し、市民の皆さんが選挙を通じて、より市政に関わりやすいきっかけとしており、現行制度の適正な運用に努めることとしております。

しかしながら、公費負担として支出する公金は市民の税金であります。当然、支出の透明性及

び公平性並びに明確化に加え、経済性、効率性についても十分配慮することが求められます。

次回の選挙以降は、このような今回の実情を踏まえ、公費負担における限度額設定及び運用の在り方について、選挙管理委員会と検討を進めてまいります。

また、議会にも御参画いただき、多角的な視点から検討が深まればと考えているところでございます。

次に、厳原小学校新築の建設工事に伴う予定地の選定についてでございます。

まず、厳原小学校の校舎は、昭和37年度から昭和40年度にかけ建設され、建築後60年を経過しております。体育館は昭和44年度に建設されております。校舎は北側と南側の2棟からなり、主に北側に特別教室、南側に普通教室・職員室が配置されています。

先ほどの議員からの質問の中にもありましたように、平成22年度に校舎の耐震・補強工事を行っており、そのほか随時維持補修を行っている状況でございます。

厳原小学校の改築事業につきまして、厳原市街地には平地の空き地がほとんどなく、市街地の山際には急傾斜地に指定されている場所が多いため、敷地造成に適した場所の選定が困難な状況であります。

また、住宅地にこの小学校建設用地を確保しようとした場合には、用地の購入や立ち退きに伴い、多額の費用を要する見込みであり、用地交渉も長期間にわたり難航することが予想されます。このようなことから、現校舎敷地での建て替えを計画しております。

御質問の厳原体育館を含む清水が丘周辺用地の活用につきましては、国指定文化財の指定区域となっており、国指定申請書提出前の現地視察指導において、解体・大規模改造等については事前協議をすること、新築は許可しないとの指導を受けておりました。このことも踏まえ、改めて去る11月12日に、私が文化庁へ出向き、指定区域内での厳原小学校建築について協議を行ってまいりました。

文化庁の見解は、文化財指定解除については、文化財保護法第112条に「特別史跡名勝天然記念物または史跡名勝天然記念物はその価値を失った場合その他特殊の事由のあるときは、文部科学大臣は、その指定を解除することができる」となっている。諸事情は理解できるが、指定区域内の学校建築については、城館地区は城の御殿が存在する中枢地区であり、将来的には発掘調査をした上で整備することが計画にも盛り込まれている。その地に史跡と関係ない建設工事は認可できない。文化庁としては容認できない。文化審議会においても許可を出すことができない内容であるとのことであります。

今後におきましては、児童・教職員の安全確保や学校生活に与える負担や不便を軽減するため、また現在の計画ではおおよそ9年間の工期を要するものと見込んでおりますが、工期の縮減を図るよう近隣の学校の活用等を含めて、関係機関等と再度検討し、保護者、地域の皆様への丁寧な

説明と協議を重ねながら事業を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（春田 新一君） 教育長、糸瀬英俊君。

○教育長（糸瀬 英俊君） まず最初に、お祝いの言葉をいただきましてありがとうございます。

誠心誠意努めてまいりたいと思います。

本件に関する教育委員会としての見解ということでございますけども、先ほど市長からも答弁いたしましたとおり、議員御提案の清水が丘での小学校建設は極めて困難であると認識をいたしております。

これを踏まえて教育委員会といたしましては、従前からの計画どおり現校舎地区での建て替えを基本としたいというふうに考えております。

なお、建て替えに際しましては、先ほど市長からありましたように、工期の短縮、それから児童への負担軽減というものを第一に考えながら、今後、保護者、地域の皆様にも十分な説明を行いながら、コンセンサスを得ながら進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（春田 新一君） 13番、波田政和君。

○議員（13番 波田 政和君） それでは、再質問に入りますが、まず教育委員会に再度御答弁をお願いしたく今からお話ししますが、学校建設に至っては今お話があったと思いますが、市長の話も聞いて分かるように全てできないと言うんです、この人は、努力する気がないんだから。私が先ほどから説明しますように教育的立場から話をしていますよね。だから、こういう形になるんですよ。それはそうでしょう、全てできないんでしょうよ。

清水が丘がなぜできないかと今る説明がありましたけど、しかしながら、今教育長も説明しますように、七、八年かけてやる中で、子供たちの負担を本当に教育委員会が考えているのかということなんです、要はね。問題は、先ほど言いますように大人が、大人の考えでならないのかということなんです。

なぜこの話をしますかと言うと、前回市長は、先ほど11月12日に文化庁に行って話をしたと。そのときにも解除ありきの話じゃなかったですよ。努力をしてみましようという中で、やっぱり努力をしていただけないと思うじゃないですか。

そういう中で、一つ教育長に聞いておきましょう。子供たちが負担に感じるものが、七、八年の間にたくさん出てきますよね。近年は、いろいろな環境の変化で、子供たちが不登校とかひきこもりとかちゅうケースは環境の変化でなるということは間違いないと私は思っております。だから、あえてそういうのをやるのかという話で、今回はもう一度提案したとこなんです。

そういう中で、しっかりしたサポートも考えながら、造るだけじゃなくてね、そこに通われる

子供さんたちのことも考えてのことでしょう。全てが、巖原町南は統合ですよ、全て統合。これから将来ですよ、将来にわたって、本当に巖原に関しては小学校が幾つ残りますか。そういうふうなことまで考えて、テーブルにのせていただきたかったなと思っております。

この件に関したら見解の違いもありますので、教育長にお伺いしたいのは、そういったひきこもりとか不登校とか問題となるようなことが起こらないように何か対策があるのか、そこを一点お答えください。

○議長（春田 新一君） 教育長、糸瀬英俊君。

○教育長（糸瀬 英俊君） 御質問ありがとうございます。今、議員おっしゃいましたとおり、この校舎建築というのは、今までも50年、60年、巖原小学校ができてそのぐらいたっています。今後、新校舎を建てるに当たっても、50年、60年先ということのことを考えながら建築を進めていかなければならんと。当然、人口減少に伴って、様々な子供の数の減少というものも引っかかってくると思いますし、また確定ではありませんけれども、将来的な統廃合ということも視野に入れながら、学校建設は進めていかなければならん。

そういった中で、今般の市長が直々に文化庁に出向かれて何とかならんのかということで協議をされ、文化庁からの回答が先ほどの説明のようにあったということ踏まえて、今後は地域住民、もちろん子供たちのことが第一でございますので、そういったことも含めながら、皆さんの意見を聞きながら建設を計画してまいりたいというふうに考えております。

○議長（春田 新一君） 13番、波田政和君。

○議員（13番 波田 政和君） ありがとうございます。教育委員会とすると、その答えしか出ないと思います。現場ではしっかり子供たちをサポートしていただきながら、やっていただけるものと思っております。

質問の答えは市長が先に言いましたので、教育委員会に対してはこれで終わりたいと思います。

また、市長に話を戻します。市長、先ほどから言いますように、私どもが一般質問をするときに、要らん話はせんでいいんですよ。私は何も巖原小学校建設経緯を聞いたわけでもないわけだから、時間の無駄。これをよく考えてください、これから。忙しい時代なんですから、結論なんですよ、結論。だから、今言わはるように、学校はもういやいや、今のとこに建てます言うてくれると済む話。そういうことですよ、結論はそうなんですから。

ただし、皆さんに分かりやすく、皆さんに説明するために言わはったということも分かります。これはなぜ言えるかと言いますと、もう時間がかかっているんです、半年1年の話じゃないからですね、あまりにも対処が遅すぎるんじゃないですかということ言いたかっただけの話なんですよ。

だから、文化庁ができないと言えはそれまでの話なんですよ。しかし言いますようにね、

50年に一度の半世紀に一度の大事業ですから、もう少し政治力を出してくれませんかという話を言いたかったわけです。市長生命かけてやれば変わるか分からんじゃないですかと思います。その件はもうそれでいいです。

話は公営制度にまた戻したいと思いますが、よろしいですか。今、全体感で市長は、範囲内であつたらいいんだという話をされましたよね。何で範囲にあつたらいいんですか。1枚千五百何十円かな、約1,500円ぐらいであつたら何も問題ないんだと。そんな話があるもんですか、公金なんですから。

対馬市が契約しとるんですよ。個人が契約しとれば何も言わんですよ。先ほどの説明の中では、いろいろ尊重しなくちゃいけないという話もありましたが、市長は選管事務が速やかに報告があつた中で、話は聞かれてないんですか。どうなんですか、収支報告は聞かれたはずですよ。聞いてないんですか。聞いてなかったとするなら、ちょっと事務局も怠慢じゃないですか。

公金を出す以上は、市長は最終の印鑑をつかなくちゃいけない。いくら部署部署で権限を任しとるといえですよ、こんな異常な話があるもんですか。先ほど1票の格差と何か使い慣れない言葉を使いましたけど、1票を取るために宣伝広告費が違うということなんですから、公平性は何も無いじゃないですか。

だから、先ほど何点か話しますように、対馬市が契約者である以上はちょっと責任を持ってもらいたいんですよ。範囲内でやれば問題ないと。そうしたら、それなりやったら何でもありかという話になるじゃないですか。

市長は令和6年に市長選挙してるんですよ。このとき幾らか分かりますか、市長がポスター1枚幾らでつくったか。分かってます。市長が幾らでつくったか分かってますか、1年前に。ちょっとそれをお答えしてくれんか。

○議長（春田 新一君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） ちょっと昨年の資料は持ち合わせておりませんので、正確な数字は分かりませんが、たしか650円程度じゃなかったかなと。500円だったですかね。（「550円」と呼ぶ者あり）550円ですかね。ちょっとそこは私もはっきりと確認はしてありませんでした。

○議長（春田 新一君） 13番、波田政和君。

○議員（13番 波田 政和君） 確認はしてなかったかもしれませんが、そういう問題ですよ。1年後に、ちょっとびっくりするような金額になっておるわけですよ、同じ公金ですよ。

私がここでね、市長、もう一度なぜこの件を取り上げるかと言いますとね、まずこの制度をやるに至って事務局の説明がいかげんすぎたということなんですよ。それなぜかと言うと、ばらばらに理解したわけですから、皆さんが。だから、公金支出に関して明確に責任の所在よってな

ぜ問いよるかと言っておるんですよ。それは執行する側が皆さんに分かるように説明しとったらこんなことないんですよと、私は思っています。

そういう中で、マックスなら何も事務局は問題ありません。それは事務的にはそうかもしれませんが。しかし、物事はそうじゃないじゃないですか。私がここです、今市長の言うように、皆さんの主体性といいますか考え方を基にして、範囲内であつたらいいという答えを出されたので、それ以上は言いませんけども、これが自己責任決定すべき問題じゃないと思っています、公金ですからね。公金支出は市長、そういう感覚でやっているんですか。行方を追求するのは市長の仕事じゃないんですか。これまでもたくさんあつてましたね、冒頭にも話しましたように、今度もまた大きな金を上程もしますが。

よく聞いてくださいよ。今までの経緯をと私は話してますよ。物事をつくっていくときからの流れがあるじゃないですか。そういうことを考えたときに、あえてなぜこれを取り上げての話かと言うと、今後いろんな人材が出てくる中で、つまずかしたらいかんじゃないですか、いろんな意味で。

だから先ほど提案しますように、もう一律ね、一律、こういう制度を使っていくなら、一律変わらんようにしたらどうやろうかと。1年、2年後の市長選挙も分からないし、またさらなる3年後の市議会選挙も分からない。もう車も使う時代じゃなくなるかも分からんやないですか。自転車で行く人もおれば、車はもう3日しか行かんばいという人もおるし。

だから言うように、公金支出は最低限で最大限の効果を出す。そういう話をするのが、税を使う市長の仕事じゃないですか。そういうふうに明確にするのがですね。やっぱり今回いい機会ですのね、やっぱりその辺を。皆さんも御存じのように今回は大体1人当たり七、八十万円使つていいとなつとるわけですね、制度は。なつとるけど、だから言うて使う必要は要らんじゃないですか。

だから、いいですか。市長、先ほどもちらっと検討する話も出ましたので、もう市議会選挙やないんです、市長選挙がすぐ来るんですから。そのときからやるために、しっかり見直しをしてくれませんか。

そして、この制度そのものが今、自己責任決定と言われましたけども、そうじゃない部分があつたとするなら大変なことなんです。なぜかと言うと、私は今の話で——よく聞いてってくださいね。この高額なポスター契約と言いますかあつたのは、印刷業者が、公金支出を分かつたわけですよ。

候補者を介して、言葉は悪いけど利用して、過去のデータから皆さん分かつとるはずなんです、印刷会社も。しかしながら、なぜ通常考えないことをやったのかということ。これ関係なくて済みますか、公金扱う人で。どうですか、市長、ここだけちょっと答えて。そげん差があるのをね、

なぜか。どうでしょうか、問題ないですか、ここも。今業者の話してますけど。

なぜかと言いますと、対馬市が契約者ですので、いいですか。対馬市が契約者なのにどうしてそうなるんですかね。契約者は対馬市じゃないんですか。（発言する者あり）

○議長（春田 新一君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） ポスターの印刷等の契約者は、それぞれの候補者ということで、市のほうは、その契約書の写しやら請求書等を選管のほうに提出していただいて、それを限度額内で支出をするということでございます。

それと、先ほど答弁いたしましたとおり、この公金の一律制度等につきましても、私も答弁させていただきましたけれども、要は次回の選挙から、確かに上限額は今は1,552円でございますけれども、市内の印刷事業者やら、また近隣の印刷事業者、そういうところから対馬市の選挙管理委員会が、一応の仕様書等を作成して見積りを徴収をし、その中で今後、正当な適正な価格は幾らかということも議会も含めて検討をして、次回の選挙から、これを生かすという方法はいかかかということで、先ほども答弁をさせていただいたところでございますので、御理解願いますようお願いいたします。

○議長（春田 新一君） 13番、波田政和君。

○議員（13番 波田 政和君） 理解はしております。だから話をしているんですよ。

今の話では、市長、公金といえ市民の税金だということですよ。先ほど文章の中で、市民の声が大きくなっておりますよと、なぜ言っているのかと言うと、矛盾を感じてあるわけですよ。矛盾を感じる中で、市長の今の話は、ちょっとおかしいんじゃないですか。公金をしっかり掌握する立場の人としたらですねと思いますよ。

だから、次回からはそうかもしれない。冒頭話しますように、今回全額返金させませんか。全体責任ですよ、こういうのは。なぜなら、事務局がしっかり説明しておいたら、こんなことはないわけですし、常識ある人たちが立候補してあるわけですからね。しかし、市長が言うように捉え方は様々でよかったんですよ、範囲内ならという話をするからこんなふうになったんじゃないですか。

だから、何でもそういうふうな捉え方が違って来るんですよ。だからね、次回からと言わはる言葉を聞きましたので、今回は次回として、今回はやっぱり市民がそういう話をしている以上は、何らかの対処をしないと税金を扱う立場からやっぱりおかしいと思いますよ。同じこの市議会の末席にみんな17人来ておりますけど、違いがあるわけですから。そういうことを考えたとき、私は公金を扱う立場として冒頭言いましたように、やっぱりこの制度はなくしてくださいと言いたいですよ。

しかし、広く均等を図るためという言葉もありましたので、それならそれらしく、もう少し明

確にびしゃりしたルールをつくってもらわんとですね。ここでは先ほど言いますように私は業者が悪いんだという話をしましたよね。確かに業者が悪いです。市長は600円、ほかの議員さんやったら1,550円、こんな話があるもんですか、1年前の話で。思わんですか、思うじゃないですか、普通は。紙が違うとか何が違うとか違わんわけですけど、みんな。そういったことが結果として現れてきてるわけですよ。

だからこそ、今回はこういったものに対して、やっぱりクリーンにして市民に訴えないかんじやないかと私は思います。だから繰り返しますが、一見市議会みたいに聞こえますけども、地方自治のトップですから、議会の話も何もありませんよ。そして公金ですから、市長。もう少しどうにか市民に対して襟を正すことは考えられんですか、どうですか。

○議長（春田 新一君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） この件につきましては、選挙管理委員会の事務局のほうともちょっと話をさせていただいておりますし、事務局のほうも選挙管理委員会等を開いて、このことについて協議も進めているということでございますので、ちょっと詳しいことは選挙管理委員会の事務局のほうから答弁をさせたいと思います。よろしいでしょうか。

○議員（13番 波田 政和君） 答弁できますか。事務のやり方聞いてるんじゃないんですよ。

○市長（比田勝 尚喜君） 今の……

○議員（13番 波田 政和君） どうぞ、どうぞ。

○市長（比田勝 尚喜君） 選管の協議中のことで。

○議長（春田 新一君） 選挙管理委員会事務局書記長、犬束幸吉君。

○総務課長（選挙管理委員会事務局書記長）（犬束 幸吉君） 11月28日に選挙管理委員会を開催しまして、先ほど市長がおっしゃったように公金の支出の在り方、選挙ポスター掲示のポスターの格差については先ほど市長が冒頭答弁したような判例に基づいて適正であるという部分は説明させていただきました。

ただ、その中で先ほどおっしゃったように市民が納得いかないというような状況がございますので、今後につきましては、選管のほうでも中身を精査をしながら、適正な市民が納得いくような価格に持っていくかという部分を選管の協議しまして、議会の皆様と一緒に上げていきたいなと思っている説明をさせていただきました。

以上でございます。

○議長（春田 新一君） 13番、波田政和君。

○議員（13番 波田 政和君） 分かりました。であるならば、市長、再度尋ねておきます。

この結果から言いますと、印刷業者が悪者と捉えられがちじゃないですか。それでいいんですか。そういう結果になるじゃないですか。差があるわけですから。市長のとき1年前はそうであ

って、現時点ではこうやと差があるわけですよ。やっぱりそういったことが、人を落とし入れんでいいんじゃないかなと思うです、業者をです。そういうことじゃなくて、そこに何かいろいろあるんじゃないかなろうかと。

私はあえて、今回は全額返金をして襟を正すべきだと思っています、私はですね。先ほどもリーダーという話が出りましたので、リーダーとして何とか明確にさせていただけんかなと思ひまして、こういう話をしておりますので、また今後何か対策でもありましたら、よろしくお願ひしておきます。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（春田 新一君） これで、波田政和君の質問は終わりました。

○議長（春田 新一君） 昼食休憩とします。再開を1時5分からとします。

午前11時55分休憩

午後1時05分再開

○議長（春田 新一君） 再開します。

午前に引き続き、市政一般質問を行います。5番、内山吉寿君。

○議員（5番 内山 吉寿君） 皆様、こんにちは。5番議員、会派、未来改革、内山吉寿でございます。

本日はこのような機会を頂き、感謝申し上げます。一般質問に先立ちまして、一言御挨拶とお礼を申し上げさせていただきます。

今年5月に行われました対馬市議会議員選挙におきまして、市民の皆様の大変多くの身に余る御信任を頂き、その責任の重さを痛感しています。

選挙期間中は、早朝から夜間にわたり市民の皆様には通行の妨げや演説等、大変御迷惑をおかけしましたことをお詫びしますとともに、皆様方の御理解と御協力にこの場をお借りしまして、改めて心より感謝とお礼を申し上げます。誠にありがとうございました。

また、市役所職員におかれましては、新人候補が多い中、事前説明から書類審査、夜遅い時間の開票業務まで、大変お世話になりましたことを心より感謝申し上げます。ありがとうございました。

選挙期間中、対馬全島を回らせていただき、すぐ対応できそうな問題から大変スケールの大きな問題、要望まで数多く聞かせていただきました。話を聞かせていただく中、要望しても無理だろうという諦めに近い意見を聞くこともあり、大変残念に思うとともに、一議員としての使命と責任の大きさを再認識させられる思いでもありました。